

(参考資料1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成26年8月26日現在

福島県		出荷制限	攝取制限
原乳		2市6町3村※1	—
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	1市6町3村※2	1市6町3村※2
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ロコッコリ、カリフラワー等)		
	カブ		
	原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原木シイタケ(施設栽培)	川俣町 伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)	—
	原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、津川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市 いわき市 棚倉町
	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村	—
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
穀類	うど(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、川内村、葛尾村	—
	くそてつ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、楢葉町、大玉村、葛尾村	—
	くそてつ(こごみ) (野生のものに限る。)	会津美里町	—
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、津川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村	—
	せんまい	二本松市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村	—
	せんまい(野生のものに限る。)	広野町、大玉村	—
	うわばみそう(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村	—
	ふき(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村	—
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村	—
雜穀	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、鮫川村、葛尾村	—
	わらび(野生のものに限る。)	二本松市、広野町	—
	ウメ	南相馬市	—
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—
	クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	—
水産物	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字桔木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師舗、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)	—
	小豆	福島市(旧笠置村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)	—
	大豆	南相馬市(旧太田村の区域に限る。)	—
		福島市(旧野田村、旧平野村、旧立子山村、旧佐倉村、旧水保村及び旧庭塚村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村及び旧田野村の区域に限る。)、本宮市(旧木沢村(白沢村)の区域に限る。)、郡山市(旧高野村の区域に限る。)、須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)、桑折町(旧伊達塙村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)	—
	米(平成23年度)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧沢沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米(平成24年度)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成25年度)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成26年度)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれら湖に流入する河川(支流を含む。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	新田川 (支流を含む。)
	ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれら湖に流入する河川(支流を含む。)、太田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。)ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
穀類	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれら湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、 只見川のうち上田ダム下流(支流を含む。) 、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれら湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれら湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物36種※6	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的な經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
	牛の肉※7	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
肉	イノシシの肉	全域	6市10町4村※8
	カルガモの肉	全域	—
	キジの肉	全域	—
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢葉町	—
	ノウサギの肉	全域	—
	ヤマドリの肉	全域	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋町、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木暮本、原町区馬場字五山台、原町区馬場字御前原、原町区片岡字洋津及原町区片岡字田城の区域)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、猪苗栗(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る。)、宮間町、大熊町、浪江町、川波町、原町区、福島市(第一原発原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る。)、葛尾村、霞ヶ浦村

*2 南相馬市・東京電力株式会社福島第一原子力発電所から20キロメートル圏内の区域を「原町区・原町市・原町町・原町村」、原町市・原町町・原町村を「原町市」、原町市・原町町・原町村を「原町町」、原町市・原町町・原町村を「原町村」として記述する。原町市・原町町・原町村を「原町」として記述する場合は、原町市・原町町・原町村を「原町」として記述する。

〔区域に限る〕、川内村（平成24年3月30日）引指しより改定させていたるに付し、帝制改政及び尊親指付候御年齢区分区域に限る。」、美佐村（平成25年3月／日）引指しより改定させていたるに付し、帝制改政及び尊親指付候御年齢区分区域に限る。」及び改訂版（平成24年6月15日）引指しより改定させていたるに付し、帝制改政及び尊親指付候御年齢区分区域に限る。」

※2 本種間ににおいて細菌感染している牛について、専門への移動(12月龄牛の生の牛の去除)及びバストリートへの出荷を禁止。ナラテラモニタ等

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成26年8月26日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
	わらび(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
雑穀	大豆	一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウゲイ	岩手県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町 登米市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町(旧耕野村の区域を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさつて(こごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
	たらのめ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
穀類	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウゲイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	コモンカスペ	
	シロメバル	
	スズキ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	
	イシガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	
肉	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。.

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成26年8月26日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町を除く。)、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町 芳賀町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	日光市、大田原市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町 鹿沼市、矢板市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさてつ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	さんしよう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	たらめ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
水産物	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
肉	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
埼玉県	ヤマドリの肉	全域
	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市 山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市 山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	柏市、我孫子市、白井市、栄町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び栗島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町
	こしあぶら	長野市、中野市、軽井沢町、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

(參考資料 2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年8月26日現在

福島県		出荷制限
H23.3.21～: 下記の地域以外		
原乳	H23.3.21～4.8解除: 喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町	
	H23.3.21～4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大村町、郡山市、須賀川市、田村市（旧都路村の区域を除く）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、吹石町、泉崎村、中島村、西郷村	
	H23.3.21～4.21解除: 相馬市、新地町	
	H23.3.21～5.1解除: 鹿角市、喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町のうち、磐梯、大内、川子及び磐梯を除く区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域を除く。）	
	H23.3.21～6.8解除: 田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋岬、原町区高倉字吹屋常、原町区高倉字吹屋岬、原町区高倉字吹屋常の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
	H23.3.21～7.10解除: 会津若松市、桑名町、天栄村、猪苗代町、只見町、北塙原村、西会津町、え津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、猪苗町（東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
非結�性葉菜類 瓶(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.21～: 下記の地域以外	
	H23.3.21～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、只祭町、塙町、西郷町、泉崎町、中島町、鶴川村	
	H23.3.21～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、え津坂下町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪根岐村	
	H23.3.21～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋岬、原町区高倉字吹屋常の区域を除く。）	
	H23.3.21～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.21～6.25解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村	
	H23.3.21～7.11解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
	H23.3.21～7.22解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
	H23.3.23～: 下記の地域以外	
その他すべて	H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、只祭町、塙町、西郷町、泉崎町、中島町、鶴川村	
	H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、え津坂下町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪根岐村	
	H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋岬、原町区高倉字吹屋常の区域を除く。）	
	H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～6.25解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村	
	H23.3.23～7.11解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
	H23.3.23～7.22解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
	H23.3.23～: 下記の地域以外	
	H23.3.23～4.7解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、え津坂下町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪根岐村	
	H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村	
	H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋岬、原町区高倉字吹屋常の区域を除く。）	
	H23.3.23～6.1解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～6.25解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村	
	H23.3.23～7.11解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
	H23.3.23～7.22解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
アブラナ科の花茎類 (ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～: 下記の地域以外	
	H23.3.23～4.7解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、只祭町、塙町、西郷町、泉崎町、中島町、鶴川村	
	H23.3.23～5.4解除: いわき市	
	H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～5.16解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪根岐町、只見町	
	H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋岬、原町区高倉字吹屋常の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、及び大玉村	
	H23.3.23～7.10解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
	H23.3.23～7.22解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
	H23.3.23～: 下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村	
カブ	H23.3.23～5.4解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、及び大玉村	
	H23.3.23～5.11解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋岬、原町区高倉字吹屋常の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、及び大玉村	
	H23.3.23～6.10解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～6.25解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
	H23.3.23～7.11解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
	H23.3.23～: 下記の地域以外	
野菜類	H23.3.23～4.7解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村	
	H23.3.23～5.4解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、及び大玉村	
	H23.3.23～5.11解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋岬、原町区高倉字吹屋常の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、及び大玉村	
	H23.3.23～6.10解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～6.25解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
	H23.3.23～7.11解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
原木しいたけ(露地栽培)	H24.1.13～: 棚倉町、福島市、南相馬市、猪苗代町、大郷町、高岡町、高瀬町、阿武町、川奥町、高野村、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	
	H24.1.10～: 福島市	
	H23.4.1～5.16解除: いわき市	
	H24.4.25～: 本宮市	
	H23.4.13～5.16解除: 新地町	
	H23.4.13～5.25解除: 川内村	
原木しいたけ(施設栽培)	H23.10.19～: 二本松市	
	H23.7.19～(26.7.11～)解禁: 伊達市	
	H23.7.22～(26.7.11～)解禁: 彰勝町	
	H23.7.19～(26.7.11～)解禁: 本宮市	
	H23.11.1～(26.11.1～)解禁: 川内町	
	H23.10.19～: 二本松市	
原木ナメコ(露地栽培)	H23.10.8～(26.10.8～)解禁: 伊達市	
	H23.4.1～5.16解除: いわき市	
	H24.4.25～: 本宮市	
	H23.4.13～5.16解除: 新地町	
	H23.4.13～5.25解除: 川内村	
	H23.10.19～: 福島市、いわき市	
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.8.6～: 棚倉町、古殿町(米蔵穂苗に属する野生キノコに限る。)	
	H23.9.15～: 二本松市、伊達市、本宮市、磐梯町、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、郡山市、喜多方市、西郷町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪根岐町、只見町	
	H23.10.19～: いわき市	
	H23.10.1～: 福島市	
	H23.10.1～: 猪苗代町	
	H24.10.11～: 喜多方市	
たけのこ	H24.10.18～: 金沢坂下町、北塙原村	
	H23.5.20～: 下郷町	
	H23.10.1～: 福島市	
	H23.10.3～: 只見町	
	H25.11.12～: 金沢農園町	
	H25.8.29～: 西会津町	
わさび(畑において栽培されたものに限る。)	H23.5.9～: 伊達市、相馬市、三春町	
	H23.5.13～: 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷町	
	H23.5.19～: 平田村	
	H23.5.5～6.26解禁: 天栄村	
	H24.4.10～: 猪苗代町	
	H24.4.23～: 広野町	
	H24.5.2～: 二本松市、大玉村	
	H24.6.7～: 猪苗代川	
	H24.6.25～: 猪山市	
	H25.5.14～: 川内村	
	H25.5.10～: 白河市、猪苗代町	
	H25.5.20～: 猪苗代町	
	H25.5.10～: 田村市	
	H25.6.14～: 天栄村	
	わさび(畑において栽培されたものに限る。)	
	H24.4.16～: 伊達市、川俣町	

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年8月26日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年8月26日現在

福島県	出荷制限
イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除: 全域 H23.8.4～: 秋元川、猪苗瀬及び小野川流域にこれらの中に入する河川、長瀬川(霞川との合流点から上流の部分に限る。)及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。) H23.8.17～: 真駒川(支流を含む。) H24.3.29～: 新田川(支流を含む。) H24.4.5～: 太田川(支流を含む。) H24.4.24～: 鹿川(支流に限る。) H24.4.24～: 鹿代川、猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。ただし鶴川を除く。)及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。) 福島県内の慈川(支流を含む。)
ヤマメ(養殖を除く。)	H24.6.7～H25.7.30解除: 全域
ウグイ	H23.6.17～: 真駒川(支流を含む。) H23.8.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) H24.3.29～: 秋元川、猪苗瀬及び小野川流域にこれらの中に入する河川、長瀬川(霞川との合流点から上流部分に限る。) H24.4.24～: 鹿代川、猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。ただし鶴川及びその支流を除く。)及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。) H24.5.24～: 福島県内の只見川のうち信夫ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。) H24.5.31～: 阿武隈川のうち信夫ダムの上流(支流を含む。)
ウナギ	H24.8.2～: 福島県内の阿武隈川(支流を含む。)
アユ(養殖を除く。)	H23.8.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)、真駒川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。) H24.4.5～: 阿武隈川(支流を含む。)
イワナ(養殖を除く。)	H24.4.12～: 鶴川(支流に限る。) H24.4.24～: 小野川(霞及び猪苗瀬流域にこれらの中に入する河川(支流を含む。)、只見川のうち本名ダム下流(支流を含む。)、長瀬川(霞川との合流地点から上流の部分に限る。)並びに日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、只見ダムの上流を除く。) H24.5.31～H24.6.19解除: 鶴川(支流を含む。)
コイ(養殖を除く。)	H24.4.24～H25.8.25解除: 只見川のうち本名ダムから上田ダムの間(支流を含む。) 秋元川、小野川(霞及び猪苗瀬流域にこれらの中に入する河川(支流を含む。)、阿武隈川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)並びに真駒川(霞川との合流点から上流の部分に限る。) H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)
フナ(養殖を除く。)	H24.4.27～: 秋元川、小野川(霞及び猪苗瀬流域にこれらの中に入する河川(支流を含む。)、阿武隈川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、只見川(支流を含む。)並びに真駒川(支流を含む。) H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)
水生植物	
アヒナメ	
アカタビラメ	
イカナゴ(稚魚を除く。)	
イシモレイ	
ウスメバトル	
ワミナコ	
エゾイマイナメ	
キジハチバトル	
クロコシンクタ	
クロダイ	
ケムシカジカ	
コモンカスペ	
サクラマス	
サブロウ	
シロメバル	
スズキ	
ニベ	
スマガレイ	
ハイガレイ	
ヒガーフグ	
ヒラメ	
ホシグレイ	
マコガコ	
マコグレイ	
マコチ	
マダラ	
ムシグレイ	
ムライ	
メタグレイ	
ピスグレイ	
アカガレイ	H24.6.22～H25.10.9解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
スケウツウラ	H24.6.22～H25.12.17解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
マガレイ	H24.6.22～H25.4.16解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ナガヅカ	H24.7.12～: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
マツカワ	
ホシザメ	H24.7.26～: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ショウサイグ	H24.8.23～: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
サヨリ	H25.2.14～H26.7.9解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
カサゴ	H25.6.8～: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ユカリサゴ	H26.3.25～H26.5.28解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ホウボウ	H24.6.22～H26.7.9解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ギタマラサキウニ	
牛の肉	H25.7.19～H23.8.25一部解禁: 金城(県の定める出荷: 従事者方に測り書き登録される年は出荷制限の対象から除く。) H23.11.9～: 福島市、南相馬市、広野町、猪苗瀬町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新町町、川内町、葛尾村、飯坂村 H23.11.25～: 猪島町、二本松町、伊達町、本吉町、楢折町、鹿見町、川俣町、大玉村
イノシシの肉	H23.12.2～: 那山町、須贺川市、田村町、白河市、いわき市、鏡石町、石川町、浪川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚原町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、中島村、鏡川村 H25.7.5～: 会津若松市、喜多方市、西会津町、猪苗瀬町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、北塙原村、湯川村、昭和村、下郷町、只見町、南会津町、猪枝坂村
肉	H25.1.30～: 金城 H25.1.30～: 金城
カルガモの肉	
キジの肉	
クマの肉	H23.12.2～: 福島市、二本松市、伊達市、本吉市、郡山市、猪苗瀬市、田村市、白河市、楢折町、鹿見町、川俣町、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浪川町、古殿町、矢吹町、棚原町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、中島村、鏡川村 H24.7.27～: 会津若松市、喜多方市、西会津町、猪苗瀬町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪枝坂村
ノウサギの肉	H25.1.30～: 金城
ヤマドリの肉	H24.11.19～: 金城

*[]の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年8月26日現在

青森県		出荷制限
農産物 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～: 十和田市、上北町	
	H24.10.30～: 青森市	
	H25.10.1～: 膳前町	
水産物 マダラ	H24.8.27～H24.10.31解除: 青森県東通村尻居崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、最大高潮時海岸線に囲まれた海域	最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
たけのこ 原木(きくわ)(露地栽培)	H24.6.31～: 一関市、奥州市	
	H25.4.30～: 鹿角高田市	
	H24.11.12～: 一関市、奥州市	
原木しいたけ(露地栽培)	H24.4.13～: 鹿角高田市、住田町	
	H24.4.20～: 大船渡市	
	H24.4.25～: 一関市、金石市、黒石市、大槌町	
原木なめこ(露地栽培)	H24.6.7～: 花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎町、山田町	
	H25.1.10～H25.4.9解除: 盛岡市	
	H24.10.18～: 大船渡市、釜石市	
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.23～: 鹿角高田市	
	H24.10.23～: 一関市、奥州市	
	H24.11.2～: 一関市、奥州市	
こしあぶら	H24.10.11～: 一関市、鹿角高田市、平泉町	
	H24.10.16～: 釜石市	
	H24.5.18～: 奥州市	
せり(野生のものに限る。)	H24.5.15～: 一関市、奥州市	
	H24.5.18～: 住田町	
	H25.6.1～: 一関市	
わらび(野生のものに限る。)	H24.5.10～: 奥州市、花巻市	
	H24.5.14～: 盛岡市	
	H24.5.15～: 釜石市	
雜穀 大豆	H24.5.19～: 住田町	
	H25.6.9～: 北上市	
	H25.6.16～: 遠野市	
穀類 ソバ	H25.1.1～H25.2.4一部解除: 一関市(旧垂清水村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.13～H24.4.11解除: 盛岡市(旧浜尻村の区域に限る。)、一関市(旧大原村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.30～H24.11.17解除: 奥州市(旧田代村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)	
水産物 スズキ クロダイ	H24.10.25～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.11.6～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.5.2～H25.1.17解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒラメ イワナ(養殖を除く。)	H25.6.4～H25.8.30解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
	H24.5.8～: 薩井川(支流を含む。)及び多賀川(支流を含む。)	
	H24.5.11～: 岩手県内北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石羽根ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田端ダムの上流、網取ダムの上流、盛沢ダムの上流及び早木崎ダムの上流を除く。)	
ウグイ	H24.6.12～H26.7.31解除: 気仙川(支流を含む。)	
	H24.5.11～H26.8.25解除: 大川(支流を含む。)	
	H24.6.1～H23.2.5一部解除: 全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
肉 牛の肉 クマの肉 シカの肉 ヤマドリの肉	H24.9.10～: 全県	
	H24.7.26～: 全県	
	H24.10.22～: 全県	
宮城県		出荷制限
たけのこ	H24.5.1～: 白石市、丸森町	
	H24.6.29～: 栗原市	
	H24.5.1～H26.4.17一部解除: 丸森町(旧巣塙村の区域に限る。)	
野菜類 原木しいたけ(露地栽培)	H24.3.8～: 丸森町	
	H24.3.15～: 鹿町町	
	H24.4.5～: 村田町	
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.11～: 気仙沼市、南三陸町	
	H24.4.12～: 栗原市	
	H24.4.19～: 石巻市	
野菜類 <さそてつ(ごごみ)	H24.4.20～: 大崎市	
	H24.4.25～H26.3.28一部解除: 松島町	
	H24.4.27～: 仙台市、名取市、加美町	
野菜類 こしあぶら	H24.5.7～: 川崎町、大和町、栗谷町	
	H24.5.9～: 色麻町	
	H24.5.10～: 七ヶ宿町	
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.5.18～: 大衡村	
	H24.10.18～: 栗原市、大崎市	
	H24.4.27～: 大崎市、栗原市	
野菜類 ゼンマイ	H24.5.9～: 気仙沼市	
	H24.5.11～: 大和町	
	H24.5.17～: 气仙沼市、丸森町	
野菜類 たらのめ(野生のものに限る。)	H24.6.21～: 気仙沼市、栗原市、大崎市	
	H25.1.4～H26.5.19解除: 栗原市(旧田代村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H25.3.10～: 栗原市(旧阿賀沢村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
穀類 米(平成25年度) ソバ	H24.11.16～H24.4.11解除: 栗原市(旧成合村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)	
	H24.12.14～H26.2.25解除: 大崎市(旧一葉村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)	
水産物 クロダイ	H24.8.28～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
	H24.11.8～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
	H24.4.12～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
スズキ	H24.10.25～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
	H24.4.12～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
	H24.10.25～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
ヒラメ	H24.5.30～H25.4.1一部解除: マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。)	
	H25.6.4～H25.8.30解除: マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: マダラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
ヒガシマハラ ヒガシマハラ	H24.5.2～H26.2.18解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
	H25.6.4～H25.8.30解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。)	
ヒガシマハラ ヒガシマハラ	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
ヒガシマハラ ヒガシマハラ	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
ヒガシマハラ ヒガシマハラ	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
ヒガシマハラ ヒガシマハラ	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
ヒガシマハラ ヒガシマハラ	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
ヒガシマハラ ヒガシマハラ	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
ヒガシマハラ ヒガシマハラ	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
ヒガシマハラ ヒガシマハラ	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
ヒガシマハラ ヒガシマハラ	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
ヒガシマハラ ヒガシマハラ	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
ヒガシマハラ ヒガシマハラ	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
ヒガシマハラ ヒガシマハラ	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
ヒガシマハラ ヒガシマハラ	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
ヒガシマハラ ヒガシマハラ	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
ヒガシマハラ ヒガシマハラ	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
ヒガシマハラ ヒガシマハラ	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
ヒガシマハラ ヒガシマハラ	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
ヒガシマハラ ヒガシマハラ	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
ヒガシマハラ ヒガシマハラ	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
ヒガシマハラ ヒガシマハラ	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
ヒガシマハラ ヒガシマハラ	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
ヒガシマハラ ヒガシマハラ	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
ヒガシマハラ ヒガシマハラ	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
ヒガシマハラ ヒガシマハラ	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
ヒガシマハラ ヒガシマハラ	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
ヒガシマハラ ヒガシマハラ	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
ヒガシマハラ ヒガシマハラ	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
ヒガシマハラ ヒガシマハラ	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒガシマハラ(1尾の重量が1キログラム以上もの。)	
	H24.5.2～H24.8.30解除: ヒ	

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年8月26日現在

山形県		出荷制限
肉 クマの肉	H24.9.10～ 全域	
茨城県		出荷制限
原乳	H23.3.23～4.10解除：全城	
ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解除：全城(下記の地域を除く。) H23.3.21～6.1解除：北茨城市、高萩市	
カキナ	H23.3.21～4.17解除：全城	
バセリ	H23.3.23～4.17解除：全城	
野菜類	H24.4.6～：潮来市、小美玉市、つくばみらい市 H24.4.13～：石岡市、鹿ヶ崎市、取手市、守谷市、茨城町、利根町	
	H24.4.19～：ひたちなか市、猿田市、常陸村	
	H24.4.26～：利根町、大洗町	
	H23.10.14～：土浦市、行方市、猿田市、小美玉市	
原木シタケ(露地栽培)	H23.11.10～：��城町、阿見町	
	H24.4.8～：常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市	
	H24.4.13～：ひたちなか市、那珂市	
原木シタケ(施設栽培)	H23.10.14～：土浦市、猿田市	
こしあぶら	H24.4.2～：日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) H24.5.10～：常陸大宮市(野生のものに限る。)	
イシガレイ	H24.7.5～：最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国特有的経済水域の外縫線、北緯38度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
スズキ	H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国特有的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
シロメバル	H24.4.13～：最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国特有的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ニベ	H24.4.17～H26.14解除：最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国特有的経游水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
マラ	H24.11.9～：最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国特有的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒラメ	H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国特有的経済水域の外縫線、北緯38度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
コモンカスベ	H24.6.1～：最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国特有的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
アメイカラマズ(養殖を除く。)	H24.4.17～：龍ヶ崎、北浦及び筑波逆瀧波及びこれらの瀬沿に進入する河川並びに常陸利根川	
ギンブナ	H24.4.17～：龍ヶ崎、北浦及び筑波逆瀧波及びこれらの瀬沿に進入する河川並びに常陸利根川(繁殖を除く。)	
ウナギ	H24.5.7～H26.1.30～：茨城県内の那珂川(支流を含む。)	
肉 インシの肉	H23.12.2～H23.12.31一部解禁：全城(魚の定めの出荷・検査方法に基づき管理されるインシの肉を除く。)	
その他 茶	H23.8.2～H25.11.1解除：結城市、龍ヶ崎市、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、内川町、利根町、東海村、美浦村	
	H23.8.2～10.18解除：古河市、常総市、坂東市、八千代町、猪塚	
	H23.6.2～H24.4.9解除：大子町	
	H23.6.2～H24.5.23解除：常陸太田市、常陸大宮市	
	H23.6.2～H24.5.30解除：石岡市、那珂市、城里町	
	H23.6.2～H24.6.5解除：銚子市	
	H23.6.2～H24.7.24解除：水戸市	
	H23.6.2～H24.8.20解除：高萩市	
	H23.6.2～H24.9.12解除：日立市	
	H23.6.2～H24.10.9解除：茨城町	
原木 鉛	H23.6.2～H24.10.11解除：龍ヶ崎市	
	H23.6.2～H24.5.3解除：牛久市	
	H23.6.2～H25.5.29解除：土浦市、北茨城市、笠間市	
	H23.8.2～H25.8.17解除：小美玉市	
	H24.2.15～：那須塩原市(定めの出荷・検査方法に基づき管理されるインシの肉を除く。)	
	H24.2.15～：那須塩原市、矢板市	
	H24.4.10～：宇都宮市、さくら市、塙谷町、高根沢町、那須町	
	H24.4.10～H28.7.9～一部解禁：茨城町	
	H24.4.11～：大田原市、日光市、益子町	
	H24.4.12～：足利市、那須市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那須川町	
原木シタケ(施設栽培)	H24.4.13～：桶川市(旧岩舟町を除く。)、壬生町	
	H24.2.15～：那須塩原市	
	H24.2.15～H26.10.23～一部解禁：矢板市	
	H24.4.10～：芳賀町、那須町	
	H24.4.12～：大田原市	
	H24.5.29～：さくら市	
	H24.6.4～H28.4.17～一部解禁：鹿沼市	
	H24.4.29～：壬生町	
	H24.11.29～：日光市	
	H23.11.7～：鹿沼市、矢板市	
原木クリタケ(露地栽培)	H23.11.8～：大田原市、那須塩原市	
	H23.11.14～：足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町	
	H24.11.5～：宇都宮市	
	H24.11.6～：塙谷町	
	H24.11.8～：壬生町	
	H23.11.14～：那須塩原市、日光市	
	H24.10.4～：矢板市	
	H24.10.18～：那須町	
	H24.10.25～：佐野市	
	H24.11.2～：鹿沼市	
原木ナメコ(露地栽培)	H24.11.3～：大田原市	
	H24.11.9～：壬生町	
	H24.11.12～：那須川町	
	H24.11.19～：那須烏山市	
	H24.12.11～：大田原市	
	H24.8.2～：日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那須川町	
	H24.8.7～：鹿沼市	
	H24.8.9～：矢板市	
	H24.8.15～：那須町	
	H24.8.29～：大田原市	
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.10～：塙谷町	
	H24.10.12～：那須烏山市	
	H24.10.19～：那須烏山市	
	H24.12.11～：大田原市	
	H24.8.2～：日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那須川町	
	H24.8.7～：鹿沼市	
	H24.8.9～：矢板市	
	H24.8.15～：那須町	
	H24.8.29～：大田原市	
	H24.10.12～：那須烏山市	
野菜類 タケノコ	H28.7.19～：茂木町	
	H24.5.1～：那須塩原市、那須町	
	H24.5.7～：日光市、大田原市	
	H24.6.13～：矢板市	
	H24.5.1～：大田原市、那須町	
	H24.5.2～：那須塩原市	
	H24.5.1～：大田原市、那須町、茂木町	
	H24.5.2～：宇都宮市、那須塩原市	
	H24.5.7～：塙谷町	
	H24.5.12～：那須烏山市	
さんしようと(野生のものに限る。)	H24.5.1～：宇都宮市、日光市	
	H24.5.14～：那須塩原市	
	H24.5.18～：大田原市	
	H24.5.7～：日光市、那須町	
	H24.5.1～：大田原市、那須町	
	H24.5.1～：宇都宮市、那須町	
	H24.5.1～：大田原市	
	H24.5.1～：那須塩原市	
	H24.5.1～：大田原市、那須町、矢板市	
	H24.4.27～：大田原市、矢板市	
たらのめ(野生のものに限る。)	H24.5.1～：那須町	
	H24.4.22～：市貝町	
	H24.5.19～：宇都宮市	
	H25.4.18～：塙谷町	
	H26.4.19～：日光市	
	H26.5.1～：那須塩原市	
	H26.5.15～：さくら市	
	H24.5.17～：大田原市、鹿沼市	
	H23.4.10～：宇都宮市、日光市	
	H25.5.29～：矢板市	
わらび(野生のものに限る。)	H24.9.14～：那須塩原市、那須町	
	H24.9.21～：那須町	
	H24.9.21～：市貝町	
	H25.4.19～：宇都宮市	
	H25.4.19～：塙谷町	
	H26.4.19～：日光市	
	H26.5.1～：那須塩原市	
	H26.5.15～：さくら市	
	H24.5.17～：大田原市、鹿沼市	
	H23.4.10～：宇都宮市、日光市	
クリ	H24.9.14～：那須塩原市、那須町	
	H24.9.21～：那須町	
	H24.9.21～：市貝町	
	H25.4.19～：宇都宮市	
	H25.4.19～：塙谷町	
	H26.4.19～：日光市	
	H26.5.1～：那須塩原市	
	H26.5.15～：さくら市	
	H24.5.17～：大田原市、鹿沼市	
	H23.4.10～：宇都宮市、日光市	

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年8月26日現在

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除：永野川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H26.5.30～：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解除：大川川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.28解除：荒井川(支流を含む。)
肉	牛の肉	H23.8.2～H23.8.25～節解禁：金城 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	イノシシの肉	H23.12.2～H23.12.5～節解禁：金城 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	シカの肉	H23.12.2～：金城
その他	茶	H23.7.8～H24.6.1解除：栃木市 H23.6.2～H25.3.26解除：大田原市 H23.6.2～H25.5.31解除：龍沼市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除：全域
	カキナ	H23.3.21～4.8解除：全域
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.25～：沼田市、東吾妻町、綿北村 H24.10.10～：高山村 H24.10.16～：安中市 H24.10.29～：鬼押原町 H24.11.13～：みなかみ町
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～：吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.4.27～H24.11.9解除：薄根川(支流を含む。) H24.4.27～H25.4.25解除：小中川(支流を含む。)及び猪ノ木川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.8～H24.11.9解除：烏川のうち川田橋の上流(支流を含む。) (H24.8.8～H25.8.28解除：海桜川(支流を含む。))
	イノシシの肉	H24.10.10～：金城
肉	クマの肉	H24.9.10～：金城
	シカの肉	H24.11.14～：金城
	ヤマドリの肉	H25.1.23～：金城
その他	茶	H23.6.30～H24.5.28解除：桐生市 H23.6.30～H25.6.7解除： fscanf
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：飯能町、皆野町 H24.10.28～：ときがわ町 H24.11.5～：越山町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町
	シンギキ、チングサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除：旭市
	ハセリ	H23.4.4～4.22解除：旭市
農産物	セルリー	H23.4.4～4.22解除：旭市
	タケノコ	H24.4.5～H25.10.23解除：市原市、木更津市 H24.4.9～：我孫子市、夷隅 H24.4.11～：船橋市、白井市 H24.4.11～H25.10.23解除：八千代市 H24.4.12～H25.10.23解除：船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除：芝山町
	原木シタケ(露地栽培)	H23.10.1～：我孫子市、葉津市 H23.11.8～：鎌山市 H23.1.2.2～：佐倉市 H24.2.23～：印西市 H24.4.10～：白井市 H24.4.18～：千葉市、八千代市 H24.5.10～H25.3.19～節解禁：山武市 H24.1.14～：富津市
水産物	原木シタケ(施設栽培)	H24.5.10～H25.3.19～節解禁：山武市 H24.1.14～：富津市 H24.1.21～：富津市
	ヨシブナ	H24.7.19～：手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
	コイ	H26.7.3～：手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
肉	ウナギ	H26.1.12～：千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両緑用水第一排水機場の下流、八勝川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
	イノシシの肉	H24.1.8～H25.1.18～節解禁：金城 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	茶	H23.6.2～H24.5.28解除：野田市、富里市、山武市 H23.6.2～H25.5.13解除：成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～8.29解除：南足柄市 H23.6.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除：愛川町、清川村 H23.6.23～10.26解除：相模原市 H23.6.27～10.26解除：中井町 H23.6.2～11.11解除：小田原市 H23.6.2～11.10解除：真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除：湯河原町
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.5～：金城(佐渡市及び東島連村を除く。)
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～：駒井沢町、御代田町 H24.10.1～：小海町、南牧村 H24.10.1～：佐久市 H25.10.1～：小諸市 H25.10.21～：佐久穂町
	こしあぶら	H26.5.21～：長野市、輕井沢町 H26.5.28～：中野市、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～：御殿場市、小山町 H25.10.3～：富士宮市、富士市

* [] の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成26年8月26日現在

福島県	摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字と田城の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村</p> <p>H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p>
結球性葉菜類(キャベツ等)	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字と田城の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p>
野菜	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.4解除：いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町</p> <p>H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字と田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村</p> <p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p>
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	<p>H23.4.13～：飯館村</p> <p>H23.9.8～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)</p> <p>H23.9.15～：いわき市、棚倉町</p> <p>H23.9.20～：南相馬市</p> <p>H26.8.22～：西会津町</p>
水産物	<p>イカナゴの稚魚 H23.4.20～H24.6.22解除：全域</p> <p>ヤマメ(養殖を除く。) H24.3.29～：新田川(支流を含む。)</p>
肉	<p>イノシシの肉 H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村</p> <p>H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</p>

※■の箇所は摂取制限の対象